

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 810-0001
住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん
福岡市中央区天神1丁目12番20号
氏名 きゅうしゅうつうしん かぶしきかいしゃ
九州通信ネットワーク株式会社
代表取締役社長 あきよし ひろゆき
秋吉 廣行
電話番号

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

連絡者：

(電話番号)

(メールアドレス)

受付番号	5
意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
提出された意見内容 (該当部分)	<p>[P4 15行目]</p> <p>分岐回線単位での接続料設定は、借りるだけの接続事業者だけが得をする制度であり、それが導入された際には公平な競争環境は大きく阻害されます。このような制度が導入されれば、今後は自らリスクを取って設備投資を行うインセンティブがどの事業者にも働かず、結果的に技術進歩が停滞することになります。</p> <p>以上の理由により、弊社は分岐回線単位での接続料設定には反対します。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分岐回線単位の接続料設定に反対との意見に賛同します。 ○ 分岐単位の接続料を設定し光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたり投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた NTT 東西や電力系事業者に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。 ○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、分岐単位の接続料はこれまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害し、“「光の道」構想に関する取りまとめ”に挙げられている「設備競争の促進」の考えにも相違するものと考えます。 ○ さらには、平成19年度の情報通信審議会において、分岐単位の接続料設定の技術的方法として3案が検討されましたが、いずれも技術的課題等により見送られた経緯があり、現在においてもそれらの課題は解決されていないものと認識しております。

受付番号	8
意見提出者	株式会社エム.ビー.エス 株式会社沖縄テレメッセージ 関西ブロードバンド株式会社 株式会社コアラ 彩ネット株式会社 株式会社サイプレス 株式会社長野県協同電算 株式会社新潟通信サービス 株式会社マイメディア
提出された意見内容 (該当部分)	〔P4 下から5行目〕 NTT 東・西殿に対して設備管理部門が設置する OSU を、設備利用部門とともに接続事業者が共用し、接続料の設定を1回線単位とする内容での再申請を行わせるべきです。
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 東西と接続事業者が OSU を共用し1回線単位での接続料を設定すべきとの意見には、賛同できません。 ○ 分岐単位の接続料を設定し光回線を1分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたり投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた NTT 東西や電力系事業者に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。 ○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、分岐単位の接続料はこれまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害し、“「光の道」構想に関する取りまとめ”に挙げられている「設備競争の促進」の考えにも相違するものと考えます。 ○ さらには、平成19年度の情報通信審議会において、分岐単位の接続料設定の技術的方法として3案が検討されましたが、いずれも技術的課題等により見送られた経緯があり、現在においてもそれらの課題は解決されていないものと認識しております。

受付番号	16
意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された意見内容 (該当部分)	〔P1 下から 8 行目〕 NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 東西を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であるとの意見には、賛同できません。 ○ 分岐単位の接続料を設定し光回線を 1 分岐単位で貸し出すことは、設備構築にあたり投資リスクを負いながら光ケーブルなどのアクセス設備の構築を進めてきた NTT 東西や電力系事業者に対し、接続事業者だけがリスクを負うことなく安価な料金で必要最小限の回線を都度借用できるようにするものであり、公平性を欠くものと考えます。 ○ また、アクセス網における設備競争とサービス競争は一体のものとして、各社が独自にネットワーク設計やサービス開発などを行っており、分岐単位の接続料はこれまでの健全な設備競争やサービス開発を阻害し、“「光の道」構想に関する取りまとめ”に挙げられている「設備競争の促進」の考えにも相違するものと考えます。 ○ さらには、平成 19 年度の情報通信審議会において、分岐単位の接続料設定の技術的方法として 3 案が検討されましたが、いずれも技術的課題等により見送られた経緯があり、現在においてもそれらの課題は解決されていないものと認識しております。

受付番号	22
意見提出者	KDDI株式会社
提出された意見内容 (該当部分)	<p>[P1 19行目]</p> <p>4) 1分岐単位接続料の課題</p> <p>① OSU設備を共用することについて、当時から指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題は現時点でも解決しているわけではありません。</p> <p>当社の「ギガ得プラン」サービス実現にあたっては、より安く、より良いサービスを機動的にお客様に提供可能とするため、自由なサービス設計を行える自社専用のOSUを設置しております。</p> <p>② 当社は2008年以来、8分岐単位での利用により「ギガ得プラン」サービスを提供しておりますが、設備の利用効率を高め、コストを下げるべく企業努力を重ねることにより、8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能となってきております。OSU専用の1分岐単位接続料については、むしろ、1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用の懸念が当時から指摘されております。</p> <p>上記から、課題の状況を踏まえ、1分岐単位の接続料については、安易に導入すべきでないと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>○ 1分岐単位の接続料について安易に導入すべきでないとの意見に賛同します。</p> <p>○ 意見提出者は、3年前の審議会の意見募集(20年2月)では1分岐単位の接続料設定を希望されておりましたが、実際にNTT東西の光ファイバを8分岐単位で利用し「ギガ得プラン」サービスを提供することより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8分岐単位の利用でも収支を成立させることが可能であること ・1分岐単位の接続料設定は、以前より指摘されていたサービスの均一化、新サービス提供の支障という問題が現時点でも解決していないこと <p>を体現し、1分岐単位の接続料を安易に導入すべきでないとの意見を提出されております。</p> <p>○ このように、実績に基づく意見は説得力のあるものであり、このことから分岐単位の接続料ではなく、これまで通り1芯単位の接続料が設定されることが適当であると考えます。</p>